

覚せい剤研究者指定申請書類記載要領

1 覚せい剤研究者

覚せい剤に関して相当の知識を持ち、かつ、研究上覚せい剤の使用を必要とする者

2 根拠法令

- ・ 覚せい剤取締法 第4条第2項
- ・ 覚せい剤取締法施行規則 第2条

3 手数料 4,600円（千葉県県収入証紙）

4 添付書類

- (1) 履歴書
- (2) 研究の計画書（学術研究のために覚せい剤を使用することが分かる内容であること。）
- (3) 施設の平面図（保管庫の位置を明示すること。）
- (4) 保管庫の立体図（材質、鍵の位置、大きさ、重量金庫・固定金庫の別、固定金庫の場合には固定方法（例：「ボルト止め」等）を記載すること。）
- (5) 研究同意書(研究施設設置者又は施設長が記名押印したもの)

5 その他

参考事項欄には、月平均覚せい剤使用予想量その他参考事項を記載すること。

6 提出部数 正本1部、副本(写し)1部

（千葉県、船橋市、柏市内に業務所のある者は1部）

7 提出先

①千葉県、船橋市、柏市内に業務所のある者

郵便番号 260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1-1

千葉県健康福祉部薬務課企画指導室

TEL：043-223-2620

②上記以外に業務所のある者

管轄の健康福祉センター（保健所）